

香取広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する 規則

平成18年 3 月 27 日

規則第21号

改正 平成25年 3 月 29 日規則第 4 号

令和 3 年 2 月 25 日規則第 3 号

令和 4 年 12 月 14 日規則第 4 号

令和 4 年 3 月 30 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第 3 章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）並びに香取広域市町村圏事務組合消防長に対する事務専決に関する規則（平成18年香取広域市町村圏事務組合規則第17号）の規定による危険物規制事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵、仮取扱いの申請)

第 2 条 法第10条第 1 項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、当該行為の 7 日前までに、省令第 1 条の 6 に規定する申請書及び危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」という。）を消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 消防長は、前項の申請を承認したときは承認申請書に必要な事項を記載して申請者に交付する。

(製造所等の設置許可)

第 3 条 管理者は、法第11条第 1 項前段及び後段の規定による製造所・貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置及び変更の許可の申請があった場合において、同条第 2 項の規定により許可したときは、許可証（様式第 2 号）に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(製造所等の変更許可の申請)

第 4 条 法第11条第 1 項後段の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 当該製造所等の変更前の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証

2 管理者は、前項の申請があった場合において、法第11条第2項の規定により許可したときは、許可証に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(製造所等の完成検査の申請)

第5条 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 当該完成検査を受けようとする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

2 法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、水張検査又は水圧検査の申請の場合でその設置場所が香取広域市町村圏事務組合の区域外であるときは、この限りでない。

(1) 当該完成検査前検査を受けようとする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(完成検査済証の再交付)

第6条 政令第8条第4項の規定による製造所等の完成検査済証の再交付の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、亡失又は滅失したことにより提示できない場合は、この限りでない。

(1) 当該完成検査済証に係る許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

2 管理者は、完成検査済証の再交付をするときは、省令第6条第2項に定める完成検査済証に再交付である旨を押印し、再交付の年月日を記載して申請者に交付する。

(仮使用承認の申請)

第7条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、危険物製造所等仮使用承認申請書に仮に使用する部分の図面と工事計画書等を添付して申請しなければならない。

(仮使用承認等の通知等)

第8条 管理者は、前条の申請を承認したときは、危険物製造所等仮使用承認証(様式第3号)に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

2 管理者は、第1項の仮使用の承認を取り消したときは、仮使用承認取消通知書(様

式第4号)により申請者に通知する。

- 3 仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用の承認を受けている旨の掲示板(様式第5号)を掲げなければならない。

(許可申請の取下げ申請)

第9条 法第11条第1項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可の申請をした者が、当該申請を取り下げようとする場合には、危険物製造所等の設置、変更許可申請取下申請書(様式第6号)により管理者に申請しなければならない。

(許可の取消し申請)

第10条 法第11条第1項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可を受けた者が、当該許可の取消しを申し出ようとする場合には、危険物製造所等の設置、変更許可取消申請書(様式第7号)により管理者に申請しなければならない。

(譲渡又は引渡の届出)

第11条 法第11条第6項後段の規定による製造所等の譲渡又は引渡の届出をする場合には、届出書に譲渡又は引渡を受けた旨を証明する書類を添付するとともに、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 譲渡又は引渡の対象となる製造所等の許可証
- (2) 前号の許可証に係る申請書の副本
- (3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証
- (4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証

- 2 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出書の副本に届出済印(様式第8号)を押し、届出者に交付する。

(種類又は数量の変更の届出)

第12条 法第11条の4第1項の規定による製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更をする製造所等の許可証
- (2) 前号の許可証に係る申請書の副本
- (3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証
- (4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証

- 2 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出書の副本に届出済印を押し、届出

者に交付する。

(用途廃止の届出)

第13条 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出をする場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 用途廃止をする製造所等の許可証
- (2) 前号の許可証に係る申請書の副本
- (3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証
- (4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証
- (5) その他関係書類

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第14条 法第13条第2項の規定による危険物の保安の監督をする者の選任又は解任の届出をする場合には、届出書を2部提出しなければならない。

- 2 前項の選任の届出をする場合には、危険物の保安の監督をする者の危険物取扱者免状の写し及び省令第48条の3に規定する実務経験証明書を添付するほか、当該免状を提示しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の届出を受理したときは、第1項の届出書の1部に必要な事項を記載して届出者に交付する。

(予防規程の認可証の交付)

第15条 法第14条の2第1項の規定による予防規程（以下「予防規程」という。）の認可をしたときは、予防規程認可証（様式第9号）に当該認可に係る申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(収去証の交付)

第16条 法第16条の5第1項の規定により危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去したときは、収去証（様式第10号）を交付する。

(資料の提出)

第17条 次の各号に該当する場合は、資料提出書（様式第11号）を2部提出しなければならない。

- (1) 法第11条第1項後段の規定による変更の許可の手続を要しない製造所等の軽微な変更をしようとするとき。
- (2) 製造所等の規制外の部分の変更で、災害防止上特に資料を提出する必要があると認めるとき。

- (3) 予防規程に規定する事項のうち危険物の品名若しくは数量又は関係者の氏名等を変更しようとするとき。
- (4) 製造所等の所有者、管理者又は占有者の住所、氏名又は名称に変更があったとき。
- 2 前項に定める資料提出書を提出する場合には、同項第2号に該当する場合を除き、当該製造所等に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証を提出しなければならない。
- 3 管理者は、第1項に定める資料提出書の提出があった場合には、資料提出書の1部に必要な事項を記載して提出者に交付する。
- (災害発生の届出)
- 第18条 製造所等の所有者・管理者又は占有者は、当該製造所等において爆発、火災及びその他の災害が発生したときは、速やかに危険物製造所等災害発生届出書（様式第12号）により管理者に届出なければならない。
- (製造所等の休止及び再使用の届出)
- 第19条 製造所等の使用を3箇月以上にわたって休止し、又は再使用しようとするときは、危険物製造所等休止、再使用届出書（様式第13号）を2部提出しなければならない。
- 2 前項の届出をした者が、製造所等を再使用する場合は、検査を受け基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。
- 3 管理者は、第1項に定める届出書の提出があった場合には、届出書の1部に必要な事項を記載して提出者に交付する。
- (休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の承認)
- 第20条 省令第62条の5の2第2項ただし書の規定による点検期間の延長を申請する者は、同条第3項に規定する申請書2部を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 省令第62条の5の2第2項ただし書の当該市町村長等が定める期間は、休止中の当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により承認申請があったときは、内容を審査するとともに現地調査を行い、保安上支障がないと認めたときは、申請書の1部に承認済印（様式第14号）を押し、申請者に交付する。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の承認)

第 21 条 省令第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定による点検期間の延長を申請する者は、同条第 3 項の申請書 2 部を提出し、その承認を受けなければならない。

2 省令第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の当該市町村長等が定める期間は、休止中の当該地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までとする。

3 管理者は、第 1 項の規定により承認申請があったときは、内容を審査するとともに現地調査を行い、保安上支障がないと認めるときは、申請書の 1 部に承認済印（様式第 14 号）を押し、申請者に交付する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合危険物の規制に関する規則（昭和 61 年佐原市外五町消防組合規則第 2 号）又は小見川町外 2 町消防組合危険物の規制に関する規則（平成 16 年小見川町外 2 町消防組合規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 14 日規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

香取広域市町村圏事務組合消防長 殿		年 月 日	
申請者		住所 (電話)	
氏名			
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()	
	氏名		
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)			
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()	
	氏名	【危険物取扱者免状：有（種類： ）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理			
その他必要事項			
※承認番号 第 号		年 月 日	
上記のとおり承認する。			
香取広域市町村圏事務組合 消防長			印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号（第3条）

第	号
許 可 証	
申請者 住 所 氏 名	
年 月 日	付
けで申請のあった危険物の については消	
防法第11条の規定により下記のとおり許可する。	
年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合 管理者	
印	
記	
1	区 分
2	設置場所及び名称
3	危険物の類、品名及び最大数量
4	位置、構造及び設備
申請書記載のとおり。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第8条第1項）

		第	号
危険物	製造所 貯蔵所 取扱所	仮使用承認証	
		設置者	
		住所	
		氏名	
		設置場所	
年 月 日	付け危険物	仮使用承認申請については、消	
防法第11条第5項の規定により承認する。			
年 月 日			
		香取広域市町村圏事務組合	
		管理者	印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第8条第2項）

第	号
申請者 住 所 氏 名	
仮使用承認取消通知書	
年 月 日付け第 号による仮使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。	
年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合 管理者 印	
記	
1	設置場所
2	理 由

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号（第8条第3項）

消防法による仮使用承認済		25cm 以上
製造所等の別		
承認年月日・番号	年 月 日 第 号	
承認行政庁名		
← 35cm以上 →		

様式第6号（第9条）

	年	月	日
香取広域市町村圏事務組合管理者	様		
		申請者	
		住所	
		名称	
		氏名	
危険物		の許可申請の取下げについて	
年	月	日	消防法第11条第1項の規定に基づき提出しました危険物の許可申請書を下記により取下げいたします。
		記	
1	設置場所		
2	製造所等の区分		
3	取下げの理由		

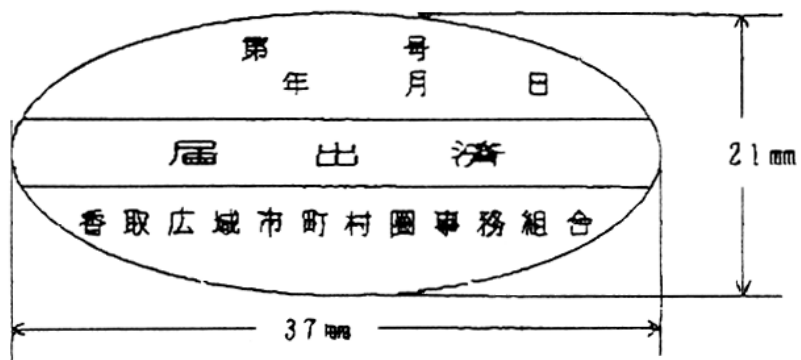
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号（第10条）

	年	月	日
香取広域市町村圏事務組合管理者	様		
		申請者	
		住所	
		氏名	
危険物		の許可の取消しについて	
消防法第11条第1項の規定に基づき、先に受けました下記危険物の許可を 取り消して下さるよう申請いたします。			
記			
1	設置場所		
2	製造所等の区分		
3	許可年月日及び番号		
4	取消しの理由		

- 備考 1 申請時、設置（変更）許可証を添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号（第11条第2項）



様式第9号（第15条）

第	号
申請者	
住所	
氏名	
予 防 規 程 認 可 証	
年 月 日	制定 変更
付けて申請のあった下記の対象物の予防規程 については、消防法第14条の2第1項の規定により認可する。	
年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合	
管理者	印
記	
1 区分	
2 設置場所	
3 設置許可年月日、番号	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10号（第16条）

第	号
収 去 証	
住所又は事業所の所在地	
氏名又は名称	
収去場所	
品名及び数量	
消防法第16条の5第1項の規定により収去する。	
年 月 日	
職 氏 名 印	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11号（第17条第1項）

その1

資 料 提 出 書

		年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合管理者		様	
		届出者	
		住 所	
		氏 名	
設置者	住 所	電 話 番	
	氏 名		
製造所等の所在地			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の 倍	
設置許可年月日番 号			
変更の概要			
竣工予定期日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号（第17条第1項）

その2

資 料 提 出 書

年 月 日			
香取広域市町村圏事務組合管理者 様			
届出者 住 所 氏 名			
設 置 者	新	住 所	
		氏名又は名称	
	旧	住 所	
		氏名又は名称	
製造所 等の所 在地	新	地 名	
	旧	地 名	
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設 置 許 可 年 月 日		許 可 番 号	
完 成 検 査 年 月 日		検 査 番 号	
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 法人の代表者の変更は、設置者欄に記入すること。

様式第12号（第18条）

危険物製造所等災害発生届出書

年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合管理者 様	
住所 届出者 氏名	
設置者	住所
	氏名
所在地	
名称	
製造所等の区分 <input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 貯蔵所 <input type="checkbox"/> 取扱所	
設置許可年月日・番号 年 月 日 第 号	
完成検査年月日・番号 年 月 日 第 号	
発生場所	
発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分	
発生原因	
事故の概要	
事故に対する処置	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第13号（第19条第1項）

危険物製造所等^{休止}再使用届出書

		年 月 日
香取広域市町村圏事務組合管理者 様		
		届出者
		住所 _____
		氏名 _____
届 出 区 分		<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再使用
設置者	住 所	電 話
	氏 名	
所 在 地		
名 称		
製 造 所 等 の 区 分		<input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 貯蔵所 <input type="checkbox"/> 取扱所
設置許可年月日・番号		年 月 日 第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日 第 号
休止又は再使用の年月日		年 月 日 (日間)
休止又は再使用の理由		
休止中の処置又は用途		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 14 号 (第 20 条第 3 項)

